

寄附金による基金及び市民活動支援制度 委員意見のまとめ

1. 市民活動の現状と課題

【本市の市民活動について】

- ・平成17年303団体から平成19年308団体へと、入れ替わりを含め総数として増加し、スポーツ、環境、防犯・地域安全、福祉、保健・医療の分野で増加傾向。
- ・団体数を他市と比較しても人口5万人規模の自治体としては自慢できる。
- ・市民活動データブックには、趣味のサークルもあれば、公益性の高い団体もある。
- ・市民活動は、市民の主体性に基づくものだがその公益性の判断が必要。
- ・ボランティアの原点は、個人の思いや意志であり、それを形にするために労力を使って市民活動を実践するか、それを支援するための資金を提供するか、いずれもボランティアである。

【各委員の活動実践から】

- ・市民活動を実践されている委員の意見など、生の現場の声が大切。
- ・「NPO法人車椅子レクダンス普及会」ではボランティア活動を原則として、インストラクターの養成と地域福祉活動を実践し、県内の支部を統括している。市内の高齢者福祉施設に出向いて活動しているが一番の課題は会員を増やしていくこと。会員の年齢平均は65歳、介護予防を目的に楽しく思いやりの心で活動。
- ・「若葉の会」は、参加自由で出入りも自由な組織として勉強会を中心に活動。市の出前講座を依頼し教育、財政、環境等について学習。今後その成果を発揮する活動を目指したい。
- ・「野の花会」では、一般的に自閉症などの発達障害を知らない人が多いため、活動を通じて理解を深めてもらえるよう社会に働きかけていく必要性を感じている。
- ・三上の子育て活動「さくらんぼクラブ」では、民生委員さんの協力や近江富士団地内でサロンを展開されている「ひまわり会」の会員のみなさんの協力をいただいて活動しているが、遊具など資金を必要とすることがある。活動のきっかけは、小さい子どもが好きで、絵本サークル活動などから、もっと子どもたちに関わっていきいたいという思い。
- ・「堤自治会」では、よりよい地域の景観づくりや環境アップの取り組みを進めている。そのなかで必ず反対意見もあるが、行動していくことが大切。また、市財政が一層厳しくなり、行政からの財政面での支援に限られるなかで、自治会の自立した活動ができるよう不用品リサイクルなどにより活動資金化も検討。
- ・「要約筆記サークルチェリー」は、市社会福祉協議会が事務局を持つ市ボランティア連絡協議会（29団体加入）に参画。加入団体は、社会福祉協議会から1万円～3万円程度の活動費の助成。要約筆記には、OHPやスクリーンなどの機材が必要なことから過去に民間の基金から助成を受ける。活動に参加したきっかけは、字を書くことが好きで県の要約筆記の講座を受講したことからで、自然な流れで活動に参加し、コミュニケーションの幅が広がった。障害者自立支援法が施行され、傷がい者を取り巻く環境も変化しているため活動を生かしていきたい。
- ・七間場自治会で活動されている愛慈彩（あじさい）の会の活動が市広報で紹介された。活動が軌道にのるまで多くのご苦労があったことを会員の方に聞いた。小さな活動でもその思いが多くの人に伝わっていくことが望まれる。

【市民活動の活動上の課題】

- ・多様な活動があり、画一的な支援でなく、実効性のある制度化が必要。
- ・市民活動促進計画で多くの団体の課題が明らかであり、課題は資金だけでなく、活動ノウハウのアドバイスや広報など、幅広い視点での支援が求められている。
- ・活動資金が一番の問題だが、活動場所の問題や人の問題も大きい。
- ・活動場所の使用料も負担が大きく、公民館ホールなど減免の適用拡大も必要。
- ・活動の継続のために、後継者の育成や会員を増やしていくことが大きな課題。
- ・会員拡大に向けて、市民活動の参加啓発や周知が必要。
- ・活動啓発を自治会の協力を得て回覧周知したこともあり、それを見て参加された方もいるように、さらにPRしていく必要性を感じる。
- ・自らの団体だけでなく他の団体活動のPRなど、相互の連携も大切。
- ・小さな活動であり大きな資金を必要としない活動も多くある。
- ・地域のなかで地域にもっと密着し、理解を増やしていくことが大切。
- ・NPOは目的を共有して活動するから活発であり、NPOと自治会の連携が望まれる。

2. 課題解決のための支援制度に向けて

【支援対象】

- ・自立した活動を支援し広げていくために、市民活動の形（NPO法人や任意団体など）は限定しなくてよい。
- ・趣味の活動と公益性の高い活動の位置づけは違う。公益性は、客観性とその規模から判断されるべきであり、主体的な活動により人のためになっていることが大切。その労力なども一定の尺度にはなるのではないか。

【申請しやすい制度に】

- ・日常生活や団体の活動が忙しい人も多く、申し出しやすいような制度が必要。
- ・支援を受けるために申請してもらいやすい様な制度とすることが必要。

【活動内容と実績を評価】

- ・新規事業の提案を募り採用するという制度ではなく、今の活動内容を支援する制度が必要。
- ・活動を広げるため周知が必要。現状の活動を評価していく制度がよい。

【表彰 活動のやりがい、PR、広がり】

- ・活動内容をもっと多くの市民に知っていただくことを望む声が多く、条例第25条の条文の解説において、「市民活動の支援には市民活動の表彰も必要である」と記載。表彰することや活動をPRしていくことを含めた支援制度となるようなことも提案したい。継続的に寄附金を集めていくには、支援実績を積み上げていくことで、制度自体を育てることにつながる。
- ・活動団体の成果が多くの人に認知されることで、広がりが生まれる。実績を表彰していく制度がよい。
- ・市長との懇談会をされる団体もあると聞くが、懇談によって活動を知っていただくことで励みになることから、活動内容を表彰することでよい効果を生む。

【次のステップ 新規事業への助成】

- ・まずは、市民活動の表彰、PR等による支援制度により野洲の市民活動を周知し、制度を浸透させる。そのうえで、これから何かを始めようとする市民活動への助成については、基金が一定額集まった段階で検討すればよい

【交流会によるPR】

- ・市民活動、事業者などの交流会を開催することで、市民活動のPRになる。

【第三者機関による審査】

- ・資金には限りがあり、全ての団体が一律に資金支援を受けることはできないので、交付に際

しては、予め第三者機関による審査は必要。

3. 寄附金を原資とする基金

【寄附金による支援の趣旨】

- ・条例における寄附金の規定は、まちづくりに参加する市民の意志として、市民活動を支えようとするもの。欧米諸国では寄附文化があるが、日本でも社会のしくみが大きく変化している。協働のまちづくりを推進するうえで、寄附金による支援制度が必要。
- ・当初の寄附金額が小額であっても支援は無理だという議論ではなく、条例の趣旨を念頭に、その意志を有効に活用していくことで広げていくという考え方でよい。

【寄附金と市の財源の検討】

- ・全国的にみると寄附金のみを原資としてNPO法人への支援をしているケースや寄附金と市から同額を積み立てるマッチングギフト方式による市民活動団体の設立支援やステップアップを支援していくケースなどの先例がある。
- ・市財政が厳しいなかで税金の1%を市民活動支援に充てることは難しいとは思いますが、寄附金にあわせて市からも同額を積み立てることの検討は必要。
- ・基本条例の趣旨から寄附金のみを原資としてスタートし、動かしていくなかで、必要な場合は制度の改善をしていけばよい。

【団体を指定した寄附ではないこと】

- ・市が設置する基金への寄附であるから税の所得控除が受けられる。認定NPO制度によるNPO法人へ寄附すると控除を受けられるが、全国的にも認定NPOは数少ない。今回の制度はNPO法人に限らず、市内の市民活動の支援をしていく制度であり、寄附する際に団体を指名することはない。

【企業・事業所の社会的責任(CSR)の観点から】

- ・企業、事業所では、その社会的責任を果たすことによって企業イメージを高めビジネスチャンスにつなげていくことにもなり、基金がその受け皿の一つになる。
- ・企業、事業所からの支援も資金だけではなく、人的支援、技術支援や物的支援などの可能性もあり、市民と企業の協働を推進していくことにつながればよい。

【交流や支援成果をアピールし、基金を拡大する】

- ・支援の成果をアピールしていくことにより、基金は少しずつ大きくなる。成果が明らかになることで、次年度には寄附してもらいやすくなる。
- ・寄附金による基金を広げていくために、市民活動、事業者等の交流会を開催し、市民活動をアピールしていく。

【寄附を募るために必要なこと、寄付者のメリットを】

- ・市民活動が、市のため市民のために役立っていることをわかりやすく説明していくことが必要。市民の生活者の視点が大切であり、市民活動が活発になることで、全体のコストダウンにもつながることなど、生活に直結していることを説明すると寄附にもつながるといく。
- ・企業へ寄附を求める場合には明確な目的が必要である。環境貢献を目的とした支援は理解されやすいが、介護や福祉などその他の分野の活動にも同様に支援していくために、その活動内容や成果を知らしめていくことで、理解が得られるのではないかと。
- ・「市が支出できないから、民間が肩代わりして寄附を募るのか」ということにならないように、制度の趣旨を明確にして説明していくこと。
- ・事前に制度の趣旨を十分に説明し、賛同をいただいた事業者に寄附金を募るよう段階が必要。
- ・事業者からの寄附を期待するものであり、例えば、寄附いただいた企業の広告やPRをいただくことなど、寄附者側のメリットも必要である。
- ・全国大会を開催した際に、企業から協賛広告を募ったことがあるが、寄附金も同様に企業P

Rができる広告宣伝の機会があれば、募りやすい。

【使途の公表】

- ・補助金や交付金などは、実績報告など書類作成事務に労力を費やすことが多くあるが、交付の形がどんなものであっても使途を公表し透明性を確保すべき。

4. その他

- ・国で制度化される「ふるさと納税制度」も、寄附金制度との関連を注視していく必要。
- ・国や民間の支援機関から市民活動支援のための補助金もあり、その手続への支援も必要。
- ・委員の知恵を集めて議論して制度化していければよい。法規整備のテクニックの面は事務方で作業いただき、その形成過程と結果がわかればよいのではないか。